

第3回「暴力の根絶」プロジェクト会議 議事録

日時： 平成 25 年 5 月 13 日（月） 18：00～20：50

場所： 講道館新館 2 階「教室」

出席者： 【リーダー】 山下 泰裕

(敬称略) 【サブリーダー】 宇野 博昌

【有識者】 友添 秀則 菊 幸一 宮嶋 泰子 寒川 恒夫

【メンバー】 大作 晃弘 北田 典子 小志田憲一 落合 俊保

本橋 順二 保坂 慶蔵 吉見 浩二 栗原 孝至

遠藤 義安 松井 勲

【事務局】 竹村 誠司 菅原 桃子 (議事録担当)

司会進行： 宇野副リーダー

会議冒頭、宇野副リーダーより、本日の会議の流れの説明、資料の確認があった。

資料 1～44 ページに基づき、暴力発生時の処分に関するワーキンググループ 2 回、暴力の定義・メカニズム・ロードマップに関するワーキンググループ 1 回についてそれぞれ以下の報告があった。

- 暴力発生時の処分に関するワーキンググループでは、山下リーダーからの指示でもあるスピーディに対応することを前提として話を進めてきた。資料 3 ページのとおり、現場で暴力行為が起きた時にはすぐに対応することを前提に、大会事務局、加盟団体が処分できる時はその場で処分を行う。そうでない場合は、通報窓口として第三者の SOS センターもしくは全柔連内の窓口を設置して受け付ける。大会毎に、大会事務局に相談窓口を設けるということでまとまった。暴力行為の重さ等については今後検討する。
- 8 日に行われた暴力のカテゴリー、メカニズム、ロードマップの分科会について、資料 41～43 ページをご参照いただきたい。まず、4 月 30 日、5 月 6 日に行われた処分に関する分科会の内容報告をした。現在の規程で全柔連が公権力を行使できるか否か不安があり、法律的な検証が出来ていないため、今後確認していきたい。
- 暴力の定義について、簡明に記載をすることで話合われた。「非合理的指導による制裁」、練習を名目とした暴力、いわゆる「しごき」を意識した項目を加えてはどうかとの意見、セクハラについて詳述の必要があるのではないか、との意見があった。
- 暴力のメカニズムについて、「メカニズム」という表現が分かりづらいとの意見もあり、

また、暴力を防止するためには、暴力が発生しやすい場面を明示して説明するのが良いとの結論に達し、後ほど議論していただく資料 45 ページからの「暴力根絶に向けて（案）」に明示した。

- ロードマップについて、アンケートによる実態把握をする必要があるとの意見があった。処分の分科会でも北田委員から同様の意見があった。また、執行部でも佐藤副会長から同様の意見があった。手段は継続して検討していきたい。
- ポスター制作は費用がかかるが、業者に依頼する方が早いとの意見があった。ロードマップは叩き台として作成したため、皆さんで議論していただきたい。土日に福岡で開催された大会中、執行部の方々へリーダー、副リーダーで現状報告を行った。ポスターを至急作成する必要があるとの意見があり、業者委託も承諾をいただいた。

宇野副リーダーより、資料 5 ページの「日本学生野球顕彰」他、各種規則の説明があった。

- 日本学生野球協会では、様々な規則が作られている。窓口を作って、そこにどのような権限を与えるか、これには規則の整備が必要だと考える。野球顕彰は参考になるかと思うので目を通して欲しい。叩き台として作成したロードマップについて、今後の進め方を議論したい。
- 以上の分科会の話をつまみ、資料 45 ページからの「暴力根絶に向けて（案）」と叩き台として作成したロードマップについて、今後議論していきたい。
- 本プロジェクトの動きは執行部も理解してくれている。この場に出てきている問題は本プロジェクトだけでは解決できない。6月の理事会で承認されれば、7月以降、総務委員長、教育普及委員長にも本プロジェクトに加わってもらうこととなった。また、他の改革改善プロジェクトのリーダー、副リーダーが集まって擦り合わせを行うこととなった。本プロジェクトで議論したことは全てを本プロジェクトで行うわけではない。他委員会も巻き込んで、リーダー、副リーダーの責任の下で実行していく。以前より各委員から提案されているセクハラの問題についても真剣に取り組まなければならない。6月理事会以降、北田委員を中心に、女性分科会を作って具体的に話し合いをしてもらいたいと思う。
- セクハラに関するメンバーには女性だけではなく、理解ある男性にも是非入ってもらいたい。社会人、小中高の女性指導者、他の女性スポーツの方々にも集まってもらいたい会議を行いたいと思う。また、専門家がいなければ解決できない問題もあるため、是非、大作委員にも加わっていただきたい。

- 時間の調整がつけば、リーダー、副リーダーも参加をさせてもらいたい。

本件に関する異論は無かった。

宇野副リーダーより、資料 45 ページ「暴力根絶に向けて（案）」に基づき説明があった。

- 前回からの変更点は、“暴力が何故だめなのか”を前文で謳うこととした。暴力の定義のうち、Ⅱ－１－３)の中で「セクシャルハラスメントについては後刻詳述する」と追記した。Ⅱ－１－４)は、稽古の名を借りた“しごき”を指している。Ⅱ－４にあった「社会」という文言を 3) でカバーできるため、削除した。Ⅱ－３の「暴力のメカニズム」という表現は分かりにくいいため、「暴力を防止するために」とし、文言を加えた。Ⅲについて、分科会での話し合いを受け、修正をした。まず、分かりやすくするために、競技者規程第 7 条の本文を新たに加えた。また、現状把握、実態把握が必要なため、報告が必要だという文言は必ず入れたいと思う。競技者規程の一部改正について、総務委員会に申し入れることとする。
- ロードマップについては、叩き台として別紙の表を作成した。柔道界における暴力根絶宣言文を作成する必要がある。スポーツ界における暴力根絶宣言文があるため、これを参考にしたい。大会での訴えかけは、今後続けていく。通報、相談窓口を作るのは全柔連倫理推進室にて対応する他、第三者、都道府県で対応をお願いしたいが、都道府県によっては人が常駐していない事務局があるため、検討の必要がある。日本学生野球協会の規程を見るとかなり充実しているため、本連盟でも整備を要する。ポスターに関しては、6月5日の専門委員長会議にてポスター案を提示できるよう計画をする。暴力抜きの具体的指導方法の明示が必要である。実態把握も理事会以降に実施していきたいが、アンケートを実施するにも外部委託した場合、経費がかかるため、検討を要する。セクハラ定義を女性分科会でご検討いただきたい。中・長期的対応については 2 項目しか記載していないが、皆さんのご意見で追加いただきたい。
- 暴力は、指導者だけではなく先輩が後輩に振るう場合もある。かなりそういった事案が多いと聞いている。高校生、大学生等に 5～10 分のビデオを見せたり、本を読ませたりした後に、討論をさせ、レポートを提出させるということができないであろうか。ロードマップには指導者に対しては言及されているが競技者同士のことが明記されていないため、加筆が必要だと思う。
- 指導者から選手の場合よりも、選手同士、先輩、後輩間の方が根深く、陰湿かもしれない。これについても本プロジェクトで扱う事は決定している。まず、6月の理事会までにやらなければならないことをやってからだと思う。選手同士の暴力について取り

扱うことは決まっているので、6月までの内容に加えるか否かはこの会議で議論したいと思う。詳細は今後詰めていきたい。また、ロードマップに暴力発生時の対応、処分を加えたい。

- 指導者は先輩、後輩の関係や、柔道部、チームの中でどのように民主的な集団を作っていくかが重要である。指導者が競技者に暴力を振るうというのは言語道断であるが、これにより、暴力的な雰囲気生まれる。これを根絶すると同時に指導者は間接的に非暴力的な集団に育てていく指導が重要だと思う。これをどのようにロードマップ上に反映していくかを検討すべきである。
- 上記の意見に賛成である。生徒間の問題は最終的には先生が最終的には処理すべきだと思う。
- 優先順位を決める必要がある。6月までに何が一番重要なのかを示す必要がある。セクハラについては、セクハラ規程を作らなければならない。少なくともこの文章中で位置づけを明確にしておくことが必要である。処分規程、懲戒規程の明確化が必要であり、懲戒を科す代わりに教育プログラムを提案することも必要となると思うが、6月の理事会までの間に何を最優先で実行するのかを決めておくべきである。宮嶋委員の提案は30年程前から出ているものである。大会等で勝敗だけに拘ることが良いか否かという観点からである。ラグビーでは伝統的に交流会を行って指導者同士の指導法や意見の交換などを行っている。例えば、全中、インターハイの中で設けてはどうかと思う。ただし、指導者の意識が低い場合、形骸化する恐れがあるので、実施するタイミングを検討する必要がある。生徒間の問題を先生が処理するという意見について、中学校では教員の服務規程に部活動は位置づけられていないため、練習中に指導者が常駐しないという現状を考慮する必要がある。
- 6月までの短期については合意である。民主的な集団作りについての重要性は中・長期的な表の中に言葉として入れておくべきである。本プロジェクトではこのような想定もしているという姿勢を見せるのが必要である。
- 具体的にどう表現すべきであろうか。
- 指導者と競技者の教育プログラムの策定としてはどうか。
- 優先順位は対社会的に衝撃度の大きいことから順序立てていくものである。それを考えながら順番を組み立てたら良いのではないかと思う。

- 6月の理事会で承認を受け、早く実行できることを最優先したい。啓発活動についてはそれ以降にじっくりと動いていきたい。そうしなければ6月に提案ができなくなってしまう。まず、「暴力発生時の処分」を第一優先とし、二番目に「今後の取り組み（ロードマップ）」を充実させて6月の理事会に臨みたい。
- 優先順位について、競技者規程の一部変更、ポスター作成、これができて初めて通報、相談窓口設置に進めるかと思う。窓口を複数作るためには、ある程度の規程が整備されないと整合性がとれなくなる。
- 二点確認したい。暴力が起きた場合の処分を競技者規程に基づいて行うという事であれば、登録会員でない人を処分することができない。有段者であるが会員でない人には効力が無い。第7条には除名処分が無い、非会員に対して処分ができない規程にどれだけの効力があるのか、疑問がある。文書による戒告は各都道府県が行えば良いが、口頭による処分は誰が行うのかについても確認をしたい。
- 第8条の規定によると、処分は総務委員会が起案し、理事会で決定するとあるが、「除名」を罰則として加える提案をする際、何らかの理由づけが必要である。
- 規程を改正するためには総務委員会での対応が必要となる。現在、第7条を基に暴力根絶に向けて対応し得る内容を考えていった方が早いと思う。
- 第7条についての問題点を理事会に提出することはできるのか。
- 問題点の指摘として、意見を出す事は可能である。
- ただ単に暴力の定義について訴えても指導者はついてこないと思う。以前に審判規定の話が出た際、柔道人は素直であり、規則には従うということであった。今回も処分を厳しくして抑止するのが良いと思う。
- 暴力の定義が抽象的だとどうしようもない。暴力の定義をもっと具体的にしなければならない。暴力の定義に事例の書き込みをする必要がある。
- 通常、理事会は2時間程度かかる。その中で本プロジェクトの説明ができる時間は20～30分程度である。その短時間で説明をし、理解してもらえるものにしたい。資料45ページの「暴力根絶に向けて（案）」はまず第一歩であり、処分案を定め、次に今後の

取り組みであるロードマップを具体化していきたい。定義の内容については今後検討することでもいいのではないか。

- 暴力のガイドラインはとても大切だと思う。中・長期的計画に入れておくべきだ。
- 理事会では簡単な概要を作り、詳細資料を添付し、説明は概要のみとする手法をとれば、短時間で可能かと思う。
- 現場で強化目的で指導しているのは全柔連登録者であると思う。
- 処分の線引きが医療機関にかかる、かからないというのはいかがなものかと思う。かなりの理論武装が必要ではないかと思う。外部へこの資料が出た時の印象を懸念する。「やはり全柔連は…」、「何だこの程度か」と思われてしまうのではないかと思う。
- この内容は全て私たちが決めた内容。おかしいと思ったら私たちしか変えることができない。
- 教育委員会では、暴力の指針について議論されている。野球は NGO としての歴史があり、国との間で独立性を求めて野球憲章を作るなどの対応をしてきた。このため、柔道の現状や国との関わりを考えると、あまり参考にはできないのではないか。
- 資料 45 ページからの「暴力根絶に向けて（案）」を、より分かりやすくし、ロードマップを明確に進めていくということでいかがか。今まで発言を封じてきたのは、6月以降でも充分に対応できる内容だったものについてである。今週中に前文とⅠ、Ⅱまでの部分で、意見を出し合うということでいかがか。
- この資料のファイルデータをメールで送って欲しい。

事務局より、「暴力根絶に向けて（案）」の Word ファイルをメールで委員に配信することとなった。

- Ⅲ－1～9以降についても余裕があれば意見を出してほしい。また、ロードマップを詰めていきたい。
- 前文、Ⅰ、Ⅱの文章については確認を是非お願いしたい。

- III-1について、文章はこのままとし、ロードマップの中にテーマとして加えれば良いかと思う。III-2について、軽微な暴力は都道府県で対応してもらう。重度であれば全柔連で対応する。軽重の線引きとして、医療機関にかかる、かからないというところが分かりやすい表現ではないかと思う。
- 処分権限は、都道府県柔道連盟までか、市町村柔道連盟までこの権限を委譲するのか確認したい。専門に人材配置をしたり、弁護士も必要となるが、全柔連の中に審査室を作って全てを扱うほうが良いかと思う。公権力行使の問題などで、全柔連が一本化した方が良くと思う。そのほうが、効率的、合理的、そして問題も沈着するのではないかと思う。
- 上記の意見に賛成である。一元化したほうが合理的ではないかと思う。
- 中央に審査室を作った場合、沖縄や北海道の問題を全柔連で扱う場合の対応を検討する必要がある。それは人的、金銭的な問題が生じるのではないかと思う。
- もし、都道府県柔道連盟に権限を委譲した場合、人によって裁量が異なるため、同じような暴力の内容であっても、判断がまちまちになるのではないかと思う。
- 柔道界は変わった、暴力が無くなった、人づくりの柔道となった、と思われるのが目標である。基本はそれぞれの人各自が自発的に取り組むことである。何でも中央に集中してしまっては良くない。毎月、全柔連に都道府県から集まった情報を全国に発信すれば、時機に判断のバランスが取れていくのではないかと思う。上からの指示ではなく、自分の意思で動かなければ先々の不安が残る。人づくりの柔道が目指せなくなってしまうのではないかと思う。
- 暴力が発生した場合、県の柔道連盟が同じ県の指導者を裁くことは厳しい作業かと思う。全柔連の中で審査室を設けるのが一番良いが、できないのであれば外部へ審査室を設けなければ、判断が曖昧になってしまう。一元化しながら、情報収集し指示するリーダーが必要である。
- 例えば仲間が仲間を裁けず、県が調査をしなかった場合、中央に県の怠慢の情報が上がってくるはずである。訴えた方、訴えられた方、その場で聴取をさせる。それをその県の柔道連盟や高体連、中体連などが行わなければ、その県の責任を問うこととなる。

- 組織は人でつなぐと失敗することが多い。それを縛るのは制度、規約、規程である。
- 毎回理事へ覚悟は説いている。協力するのではなく、自発的に実行すると言っていた
だいている。地方の柔道人は「現状を何とかしてほしい」と嘆いている。現在、柔道
界全体が危機感に溢れている。我々にはルネッサンス委員会という前例があり、当時
は都道府県に全てを任せた。その結果、確かに各県の温度差はあったが、各県の動き
を全国へ発信していくことにより、活動は活発になったことも経験している。
- 下部団体の自治権についてはどうなるのか。
- 以前にも聞いているが、そもそも全柔連は Association なのか、Union なのか、それにも
よるのではないかと思う。
- 自治権を抹消することは難しいと思う。
- 人に物事を伝える際、二人挟むとその次の人に正確に自分の言葉が届いていないこと
が多い。ぶれない尺度が必要だ。尺度のズレが出たら、全柔連で見直していかなけれ
ば、全柔連から都道府県への統制が生まれてこないと思う。また、罰則をきちんと設
けて統制することも必要であると思う。
- 理事会で承認が得られた場合、評議員会で話をし、都道府県にはしっかりと仕事をし
てもらおうつもりである。
- 「一度全柔連に訴えたが何も変わらなかった」という場合に頼れる場所を作るべきで
ある。全柔連の中の尺度はもちろん必要だと思う。
- 訴える側がしっかりとと言えるような相談窓口が重要である。訴えやすい仕組みを作る
べきだと思う。
- 都道府県柔道連盟に訴え、何も動きがない場合、訴えた側は次に全柔連に連絡をして
くると思う。最初は多くの暴力問題が出てきて処分された方が良くと思う。
- 問題が発生した場合、調査することが大事である。全柔連に窓口を置いた場合、遠方
で問題が発生した際の早期対応が難しいと思う。暴力を全て報告させることに意味が
あると思う。情報一元化の組織は重要であるし、訴えやすい仕組みも必要である。

- 話がまとまってきたように思うが、罪の大きさによって処分は異なるはずである。その情報の一元化が必要である。都道府県の判断で行っても良いと思うが、しっかりと規程はきめておくべきである。柔道は人間形成なのだということを最終的に言えるようにしていきたい。
- 医療機関という表現について確認したい。
- まるでケガをした方が重大だという印象になってしまっているのが気にかかる。
- 例えば、セクハラは医療機関には関わらないので、この表現だと重要視されなくなってしまう恐れがある。
- 心身も含めていいのではないかと思う。
- 抽象的にしてしまうと、全柔連に問い合わせが非常に多くなってしまうため、とりあえずのラインが必要だ。
- 「重篤なもの」「軽微なもの」としてはいかがかと思う。「医療機関」という文言は入れ替えた方が良いと思う。
- 見る側の気持ちを考えると、整合性が取れていないかと思う。暴力の定義ではセクハラも入っているが、医療機関だけで区分してしまっただけでは、対処は不十分ではないかと思う。
- 医療機関は外傷での治療もあるが、精神的な治療もあるので、その意味が分かる文言に変えてはどうか。
- 軽微と重篤の違いはどこで判断させるのか。
- 文言として、「現場でスピーディに対応できる事案は現場対応とする」というのが適切ではないかと思う。
- ここで具体例を示すと良いと思う
- 現状では具体例を示さなくても良いと思う。

- 最終的にはルールで縛るしかないと思う。読んで分かるように示す必要があると思う。
- ここには明記は不必要だ。
- 調査権、捜査権をどの団体が持つのが鍵となると思う。
- これから具体的事例が出てくると思うので、それを随時発信していけば良いと思う。
- 文言の統一を図るべきかと思う。指導者というのは分かるが、本会議内では被指導者、競技者という表現が既に出ている。また、「スポーツ界における暴力根絶宣言文」には“スポーツを行う者”という表現がある。被指導者は分かりづらいため、“柔道を行う者”もしくは“競技者”と一般人が読んだ際、理解しやすくすべきかと思う。競技者が妥当ではないか。
- 競技を目的としていない人も含めて対象範囲を広げた方が良いかと思った。競技者とするとアスリートをイメージしてしまうのではないかと思った。
- II-3-5) のカッコ内の文言は不要かと思う。
- 分科会において、勝利至上主義自体は悪くないという意見があり、これを誤った理解をした指導者が暴力行為に至るという見解を示したものである。
- カッコ内の文言を削除し、先頭に「誤った勝利至上主義・・・」としてはどうかと思う。
- II-1-4) のカッコ内の文言に、「精神的」を加えるべきかと思う。
- 精神的内容は、2) 非身体的制裁、3) ハラスメントに含まれるため、加える必要は無いと思う。
- 5月5日に全国少年柔道大会が講道館で開催され、その前日、参加チームの監督が集まり、監督会議を実施した。その際、山下リーダーが「暴力根絶」についての講話をしてくださった。
- 5月4日の監督会議の最後に本プロジェクトの趣旨や活動を含め、出席した指導者に向けて話をした。

- ポスター制作について、過去に所属において、私に関する全ての掲示物、配布物に「礼に始まり礼に終わる」と明記したら、それを目にする人々の態度が少しずつ変わってきたということがあったため、ストレートに表現するのではなく、それを見た人が何かを考えるような文言にしていきたい。
- 当初の山下リーダーの希望から、「暴力」という文言は使わないことで進める予定である。
- 視覚障害者用にポスターに点字等の配慮必要かと思う。
- 全盲の選手はあまりいない。私が責任を持って選手たちへ話しをするので点字ポスターは必要ないと思う。

次回会議：平成 25 年 5 月 20 日（月）18:00～20:30

講道館新館 2 階「教室」

以上